

## 佐賀県規則第4号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

第1条 住民基本台帳法施行細則（平成20年佐賀県規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(本人確認情報の開示請求)</p> <p><b>第3条</b> 法第30条の32第1項の規定による自己に係る本人確認情報の開示請求（以下「開示請求」という。）は、本人確認情報開示請求書（様式第2号）により行うものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(開示請求に対する決定等)</p> <p><b>第5条</b> 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第30条の33第2項の規定による通知は、本人確認情報開示期限延長通知書（様式第5号）により行うものとする。</p> <p>(本人確認情報の訂正等)</p> <p><b>第7条</b> 法第30条の35の規定による開示に係る本人確認情報の内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出（以下「本人確認情報の訂正等申出」という。）は、本人確認情報訂正等申出書（様式第6号）により行うものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p><b>様式第2号</b>（第3条関係）</p> <p>略</p> <p>住民基本台帳法第30条の32第1項の規定により、本人確認情報</p>	<p>(本人確認情報の開示請求)</p> <p><b>第3条</b> 法第30条の32第1項<u>（法第30条の44の12において読み替えて準用する場合を含む。）</u>の規定による自己に係る本人確認情報の開示請求（以下「開示請求」という。）は、本人確認情報開示請求書（様式第2号）により行うものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(開示請求に対する決定等)</p> <p><b>第5条</b> 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法第30条の33第2項<u>（法第30条の44の12において準用する場合を含む。）</u>の規定による通知は、本人確認情報開示期限延長通知書（様式第5号）により行うものとする。</p> <p>(本人確認情報の訂正等)</p> <p><b>第7条</b> 法第30条の35<u>（法第30条の44の12において準用する場合を含む。第3項において同じ。）</u>の規定による開示に係る本人確認情報の内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出（以下「本人確認情報の訂正等申出」という。）は、本人確認情報訂正等申出書（様式第6号）により行うものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p><b>様式第2号</b>（第3条関係）</p> <p>略</p> <p>住民基本台帳法第30条の32第1項<u>（同法第30条の44の12におい</u></p>

改正前	改正後								
<p>の開示を請求します。</p> <p>略</p> <p><b>様式第4号</b>（第5条関係）</p> <p>略</p> <p>年 月 日付けで請求のあった個人情報については、本人確認情報が存在しないので、住民基本台帳法第30条の32第2項の規定により通知します。</p> <p>略</p> <p><b>様式第5号</b>（第5条関係）</p> <p>略</p> <p>年 月 日付けで請求のあった本人確認情報の開示については、住民基本台帳法第30条の33第2項の規定により、次のとおり開示の期限を延長しますので通知します。</p> <table border="1" data-bbox="232 954 1095 1201"> <tr> <td data-bbox="232 954 530 1158">法第30条の33第1項の規定による期間</td> <td data-bbox="530 954 1095 1158">年 月 日から 年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="232 1158 1095 1201">略</td> </tr> </table> <p><b>様式第6号</b>（第7条関係）</p> <p>略</p> <p>住民基本台帳法第30条の35の規定による開示に係る本人確認情報の訂正、追加又は削除について、次のとおり申し出ます。</p>	法第30条の33第1項の規定による期間	年 月 日から 年 月 日まで	略		<p><u>て読み替えて準用する場合を含む。）</u>の規定により、本人確認情報の開示を請求します。</p> <p>略</p> <p><b>様式第4号</b>（第5条関係）</p> <p>略</p> <p>年 月 日付けで請求のあった個人情報については、本人確認情報が存在しないので、住民基本台帳法第30条の32第2項<u>（同法第30条の44の12において準用する場合を含む。）</u>の規定により通知します。</p> <p>略</p> <p><b>様式第5号</b>（第5条関係）</p> <p>略</p> <p>年 月 日付けで請求のあった本人確認情報の開示については、住民基本台帳法第30条の33第2項<u>（同法第30条の44の12において準用する場合を含む。）</u>の規定により、次のとおり開示の期限を延長しますので通知します。</p> <table border="1" data-bbox="1160 954 2022 1201"> <tr> <td data-bbox="1160 954 1458 1158"><u>法第30条の33第1項（法第30条の44の12において準用する場合を含む。）</u>の規定による期間</td> <td data-bbox="1458 954 2022 1158">年 月 日から 年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1160 1158 2022 1201">略</td> </tr> </table> <p><b>様式第6号</b>（第7条関係）</p> <p>略</p> <p>住民基本台帳法第30条の35<u>（同法第30条の44の12において準用する場合を含む。）</u>の規定による開示に係る本人確認情報の訂正、</p>	<u>法第30条の33第1項（法第30条の44の12において準用する場合を含む。）</u> の規定による期間	年 月 日から 年 月 日まで	略	
法第30条の33第1項の規定による期間	年 月 日から 年 月 日まで								
略									
<u>法第30条の33第1項（法第30条の44の12において準用する場合を含む。）</u> の規定による期間	年 月 日から 年 月 日まで								
略									

改正前	改正後
<p>略</p> <p><b>様式第7号</b>（第7条関係）</p> <p>略</p> <p>年 月 日付けで申出のあった本人確認情報の訂正等については、住民基本台帳法第30条の35の規定により、次のとおり調査結果を通知します。</p> <p>なお、この処分に不服がある場合は、この処分を知った日の翌日から起算して3月以内に、佐賀県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告として取消訴訟を提起することができます。</p> <p>略</p>	<p>追加又は削除について、次のとおり申し出ます。</p> <p>略</p> <p><b>様式第7号</b>（第7条関係）</p> <p>略</p> <p>年 月 日付けで申出のあった本人確認情報の訂正等については、住民基本台帳法第30条の35（<u>同法第30条の44の12において準用する場合を含む。</u>）の規定により、次のとおり調査結果を通知します。</p> <p>なお、この処分に不服がある場合は、この処分を知った日の翌日から起算して3月以内に、佐賀県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告として取消訴訟を提起することができます。</p> <p>略</p>

**第2条** 住民基本台帳法施行細則の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（本人確認情報の開示請求）</p> <p><b>第3条</b> 法第30条の32第1項（<u>法第30条の44の12</u>において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による自己に係る本人確認情報の開示請求（以下「開示請求」という。）は、本人確認情報開示請求書（様式第2号）により行うものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>（開示請求に対する決定等）</p> <p><b>第5条</b> 略</p>	<p>（本人確認情報の開示請求）</p> <p><b>第3条</b> 法第30条の32第1項（<u>法第30条の44の13</u>において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による自己に係る本人確認情報の開示請求（以下「開示請求」という。）は、本人確認情報開示請求書（様式第2号）により行うものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>（開示請求に対する決定等）</p> <p><b>第5条</b> 略</p>

改正前	改正後
<p>2 略</p> <p>3 法第30条の33第2項（<u>法第30条の44の12</u>において準用する場合を含む。）の規定による通知は、本人確認情報開示期限延長通知書（様式第5号）により行うものとする。</p> <p>（本人確認情報の訂正等）</p> <p><b>第7条</b> 法第30条の35（<u>法第30条の44の12</u>において準用する場合を含む。第3項において同じ。）の規定による開示に係る本人確認情報の内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出（以下「本人確認情報の訂正等申出」という。）は、本人確認情報訂正等申出書（様式第6号）により行うものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p><b>様式第2号</b>（第3条関係）</p> <p>略</p> <p>住民基本台帳法第30条の32第1項（<u>同法第30条の44の12</u>において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、本人確認情報の開示を請求します。</p> <p>略</p> <p><b>様式第4号</b>（第5条関係）</p> <p>略</p> <p>年 月 日付けで請求のあった個人情報については、本人確認情報が存在しないので、住民基本台帳法第30条の32第2項（<u>同法第30条の44の12</u>において準用する場合を含む。）の規定により通知します。</p> <p>略</p> <p><b>様式第5号</b>（第5条関係）</p> <p>略</p>	<p>2 略</p> <p>3 法第30条の33第2項（<u>法第30条の44の13</u>において準用する場合を含む。）の規定による通知は、本人確認情報開示期限延長通知書（様式第5号）により行うものとする。</p> <p>（本人確認情報の訂正等）</p> <p><b>第7条</b> 法第30条の35（<u>法第30条の44の13</u>において準用する場合を含む。第3項において同じ。）の規定による開示に係る本人確認情報の内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出（以下「本人確認情報の訂正等申出」という。）は、本人確認情報訂正等申出書（様式第6号）により行うものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p><b>様式第2号</b>（第3条関係）</p> <p>略</p> <p>住民基本台帳法第30条の32第1項（<u>同法第30条の44の13</u>において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、本人確認情報の開示を請求します。</p> <p>略</p> <p><b>様式第4号</b>（第5条関係）</p> <p>略</p> <p>年 月 日付けで請求のあった個人情報については、本人確認情報が存在しないので、住民基本台帳法第30条の32第2項（<u>同法第30条の44の13</u>において準用する場合を含む。）の規定により通知します。</p> <p>略</p> <p><b>様式第5号</b>（第5条関係）</p> <p>略</p>

改正前	改正後								
<p>年 月 日付けで請求のあった本人確認情報の開示については、住民基本台帳法第30条の33第2項（同法第30条の44の12において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり開示の期限を延長しますので通知します。</p>	<p>年 月 日付けで請求のあった本人確認情報の開示については、住民基本台帳法第30条の33第2項（同法第30条の44の13において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり開示の期限を延長しますので通知します。</p>								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="232 427 528 627">           法第30条の33第1項            （法第30条の44の12            において準用する場            合を含む。）の規定に            による期間         </td> <td data-bbox="528 427 1095 627">           年 月 日から            年 月 日まで         </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="232 627 1095 667">略</td> </tr> </table>	法第30条の33第1項 （法第30条の44の12 において準用する場 合を含む。）の規定に による期間	年 月 日から 年 月 日まで	略		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1160 427 1456 627">           法第30条の33第1項            （法第30条の44の13            において準用する場            合を含む。）の規定に            による期間         </td> <td data-bbox="1456 427 2022 627">           年 月 日から            年 月 日まで         </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1160 627 2022 667">略</td> </tr> </table>	法第30条の33第1項 （法第30条の44の13 において準用する場 合を含む。）の規定に による期間	年 月 日から 年 月 日まで	略	
法第30条の33第1項 （法第30条の44の12 において準用する場 合を含む。）の規定に による期間	年 月 日から 年 月 日まで								
略									
法第30条の33第1項 （法第30条の44の13 において準用する場 合を含む。）の規定に による期間	年 月 日から 年 月 日まで								
略									
<p><b>様式第6号（第7条関係）</b></p>	<p><b>様式第6号（第7条関係）</b></p>								
<p>略</p> <p>住民基本台帳法第30条の35（同法第30条の44の12において準用する場合を含む。）の規定による開示に係る本人確認情報の訂正、追加又は削除について、次のとおり申し出ます。</p>	<p>略</p> <p>住民基本台帳法第30条の35（同法第30条の44の13において準用する場合を含む。）の規定による開示に係る本人確認情報の訂正、追加又は削除について、次のとおり申し出ます。</p>								
<p>略</p>	<p>略</p>								
<p><b>様式第7号（第7条関係）</b></p>	<p><b>様式第7号（第7条関係）</b></p>								
<p>略</p> <p>年 月 日付けで申出のあった本人確認情報の訂正等については、住民基本台帳法第30条の35（同法第30条の44の12において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり調査結果を通知します。</p> <p>なお、この処分に不服がある場合は、この処分を知った日の翌日から起算して3月以内に、佐賀県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告として取消訴訟</p>	<p>略</p> <p>年 月 日付けで申出のあった本人確認情報の訂正等については、住民基本台帳法第30条の35（同法第30条の44の13において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり調査結果を通知します。</p> <p>なお、この処分に不服がある場合は、この処分を知った日の翌日から起算して3月以内に、佐賀県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>また、この処分を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告として取消訴訟</p>								

改正前	改正後
<p>を提起することができます。</p> <p>略</p>	<p>を提起することができます。</p> <p>略</p>

附 則

この規則は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。